

## 厚生労働科学研究における利益相反 (Conflict of Interest: COI) の管理に関する指針 (案) 概要

利益相反 (\*) は産学連携活動が盛んになれば、必然的・不可避免的に発生するもの。

### 利益相反を厳密に排除しようとする

- ・活発に研究を行っている研究者が排除される
- ・研究成果の社会還元を阻害
- ・応募する研究者の減少、研究の質の低下の懸念

などのデメリット

### 一方、利益相反の管理が不十分な場合

- ・厚生労働科学研究の信頼性の低下
- ・被験者が不当な不利益を被る可能性

などの問題

利益相反をいわずに排除するのではなく、適切に管理することで、研究の振興、研究の質の確保と信頼性の維持、被験者の保護を両立させることが必要

(\*) 利益相反とは、外部との経済的な利益関係等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態

(例: 製薬会社Aの製品の副作用調査をしている研究者が、A社から他の研究に対して寄附をもらっているような場合等)

## 厚生労働科学研究における利益相反 (Conflict of Interest: COI) の管理に関する指針

厚生労働科学研究に関わる研究者の利益相反を、所属機関の長の責任の下、第三者を含む利益相反委員会 (COI委員会) にて管理することで、被験者を保護し、かつ厚生労働科学研究の透明性・科学的客観性を確保する

### 利益相反の管理

- ・ 各研究施設にCOI委員会を設置
- ・ 一定額を超える経済的な利益関係のCOI委員会への報告
- ・ COI委員会はCOIの管理に関する審査及び検討を行い機関の長に意見
- ・ 機関の長は、COI委員会の意見等に基づき、改善に向けて指導、管理
- ・ 厚生労働省等への報告
- ・ 厚生労働省等からの指導